

第102回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：平成30年3月14日(水) 午後2時から午後3時30分まで

開催場所：大阪府咲洲庁舎18階会議室

案 件	審議結果等
万代南津の辺店(大東市)【新設】	<p>大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。</p> <p>夜間に発生する騒音については、近接する住居への影響が懸念されるので、設置者が「生活環境の保持に配慮した事項」で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。</p>
(仮称)カインズ大阪太子店(太子町)【新設】	<p>大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。</p>